

## 電子請求に関する留意事項について

兵庫県国民健康保険団体連合会

### 1 主なエラー・警告とその対処法について

#### (1) 主なエラー

- ①PP19「支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません」  
 →明細書が返戻になっている、またはサービス提供実績記録票しか請求がないため。  
 →明細書も併せて返戻となっていないか確認。

証記載市町村番号	受給者証番号	種別	サービス提供年月	サービス種類	単位数	エラーコード	内容
証記載市町村名	受給者名						
281111	1111111111	サ	平成30年4月	01		PP19	実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません
281111	1111111111	明	平成30年4月		1,500	SA01	その他(請求誤り)

- ②EC01「受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています」  
 →受付期限までに送信済の請求情報を差替える場合は、必ず取下げをした上で再送信を行う必要がある。  
 →取下げしてからでないと、後から送った請求情報がエラーとなる。

### 【10日までの請求取下げ方法】

1. 電子請求受付システムで、《メインメニュー》より<照会一覧>をクリック。

The screenshot shows the user interface of the electronic claim submission system. At the top, there is a navigation bar with several icons, including '照会一覧' (Inquiry List), which is highlighted with a red box. Below the navigation bar, there is a header area with a search bar and a clock showing the time. The main content area displays a list of recent updates with columns for '更新日付' (Update Date), 'カテゴリ' (Category), and 'タイトル' (Title). The table lists various notices and updates, including system-related information and schedules. At the bottom, there is a section titled '重要なお知らせ' (Important Notice) with text regarding email registration for the system.

2. 【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の<詳細>をクリック。

検索条件を入力し、【検索】ボタンを押してください。

処理対象年月  年  月 ~  年  月

4件が該当しています。  
請求データの詳細を表示するには、【詳細】ボタンを押してください。

事業所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	1/1 詳細
1311111111	請求事業所A	2017/04	○	-	到達済	<input type="button" value="詳細"/>
1311111111	請求事業所A	2017/03	○	○	到達済	<input type="button" value="詳細"/>
1311111111	請求事業所A	2017/02	○	-	-	<input type="button" value="詳細"/>
1311111111	請求事業所A	2017/01	○	-	エラー	<input type="button" value="詳細"/>

1/1

3. 【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、<取下げ>をクリック。

最終ログイン日時 2017年04月06日 10時30分54秒

時刻 16:51:11

事業所番号 1311111111 処理対象年月 2017/04  
事業所 請求事業所A

到達番号 139998201704010001 到達日時 2017/04/01 10:30

取扱状況 到達

お知らせ

請求書類一覧

提供年月	請求書類名	件数
2017/03	介護給付費等請求書情報	1
2017/03	介護給付費等明細書情報	5
2017/03	サービス提供実績記録票	5

4. 【送信確認】画面が表示されるので、内容を確認。

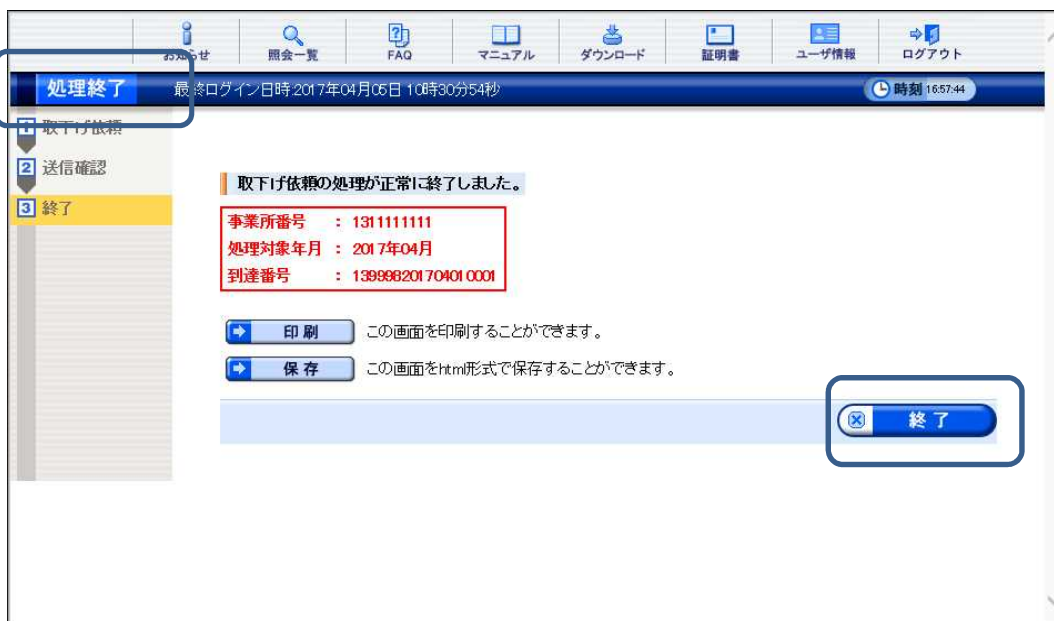
<送信>をクリックすると、取下げ依頼内容が送信される。



5. 【処理終了】画面が表示されるので、取下げ依頼の結果(承認/否認)については、後でお知らせにて通知される。

※メールアドレスを登録している場合のみメールでも通知される。

<終了>をクリックすると、【請求情報詳細】画面に戻る。



6. 取下げ依頼を行った請求の【請求情報詳細】画面を表示し、取下げ依頼が承認されたことを確認。

※請求の取下げはあくまでも依頼となるので、結果の確認は必ず行う。

請求情報詳細

最終ログイン日時: 2017年04月06日 10時30分54秒

時刻: 17:19:00

事業所番号: 1311111111 処理対象年月: 2017/04  
 事業所: 請求事業所A

到達番号: 139998201704010001 到達日時: 2017/04/01 10:30

取扱状況: 到達  
 取下げ済み

お知らせ: 2017年04月06日 取下げ依頼が承認されました。  
 2017年04月06日 取下げが依頼されました。

提供年月	請求書類名	件数
2017/03	介護給付費等請求書情報	1
2017/03	介護給付費等明細書情報	5
2017/03	サービス提供実績記録票	5

戻る

到達番号	139998201704010001	到達日時	2017/04/01 10:30
取扱状況	到達 取下げ済み		
お知らせ	2017年04月06日 取下げ依頼が承認されました。 2017年04月06日 取下げが依頼されました。		

③ED01「資格：該当の請求情報は既に支払確定済です」

→既に支払確定済のため請求不要。

→過誤処理の必要がある場合は、該当の市町に「過誤申立」を行った上で再請求をする。

**過去に支払済となっているのに再度請求をしているため、エラーとなる。**

④EC08「受付：該当の利用者負担上限額管理結果票は既に受付済です」

→既に受付済のため送信不要。

→受付済の情報を修正したい場合は、「情報作成区分」を‘新規’から‘修正’に変更した上で再度送信。

**※過誤の場合**

**明細書とサービス提供実績記録票**

→過誤申立により取り下げられる

**利用者負担上限額管理結果票**

→過誤申立では取り下げられない

		平成	
市町村番号		管理 事業 者	指定 所番
受給者証番号			事業 びその事 業所名称
支給決定障害 者等 氏名			
支給決定に係る 障害児氏名			
利用者負担上限月額		情報作成区分	新規
利用者負担上限額管理結果			
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。			
集 計 用 者	項番		
	事業所番号		
	事業所名称		

**情報作成区分は  
「新規」「修正」「取消」がある。**

⑥EG17「資格：上限額管理対象外の受給者です」

→請求明細書の上限度管理事業所の事業所番号欄が入力されているにもかかわらず、受給者台帳の「上限額管理の有無」の項目が「無し」となっているため。

**※受給者台帳**

**市町村等が支給決定した受給者の情報が登録された台帳(データベース)。**

**受給者の基本情報(障害支援区分や利用者負担上限額、各種減免等の基本情報)と支給決定情報(受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報)、そしてモニタリング情報(計画相談支援及び障害児相談支援モニタリング予定日の情報)がある。**

⑥EG01「資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません」

→市町の受給者台帳に登録がないため。

→受給者証の、受給者番号が正しいかを確認。

→入力誤りがない場合は該当の市町に確認。

**【よくある誤り例】**

- ・受給者証番号の入力誤り
- ・市町村番号の入力誤り
- ・受給者証の有効開始日より前のサービス提供月で請求

⑦EG13「資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません」

→市町の受給者台帳の情報と一致していないため。

→受給者証を確認し、サービスコード等入力誤りがないか確認。

**受給者台帳**

決定サービスコード	サービス内容	開始年月日	終了年月日
632000	放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	平成30年4月1日	平成31年3月31日

**事業所請求(契約情報)**

決定サービスコード	サービス内容	開始年月日	終了年月日
631000	放課後等デイサービス基本決定	平成30年4月1日	平成31年3月31日

**「明細情報」だけでなく、「契約情報」もご確認ください。**



(2) 主な警告

①※受付：障害児施設台帳の「〇〇加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません。

→県の事業所台帳の登録内容と相違があるため。

→事業所台帳情報参照機能等で届出内容とあっているか確認。

→届出済であるが台帳に反映されていない場合等は県に確認。

**※事業所台帳**

**都道府県が指定したサービス提供事業所の情報が登録された台帳(データベース)で、事業所の基本情報とサービス情報(サービス提供体制や加算等の届出内容の情報)がある。**

②EN09 「※資格：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています」

→利用者との契約支給量よりも多くサービスを提供された場合に出る警告。

③EG27 「※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています」

→単一の事業所の請求におけるチェック。

【明細書】のサービスコードから算出したサービス提供量が、決定支給量を超過している場合に出る警告。

④PP04 「※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています」

→複数事業所がかかわっている場合のチェック。

片方の事業所が既に支払い済みとなっているときに、合計したサービス提供量及び契約支給量が決定支給量を超過している場合に出る警告。



## 2 事業所台帳情報参照機能について

- ・事業所台帳情報のデータは、県から国保連合会に送信される。
- ・事業所が提出した請求情報は、国保連合会における一次審査において、事業所台帳との突合が行われる。
- ・突合の結果、不一致のため、エラーとなる場合があるのは、請求情報か事業所台帳のいずれかに不備があるため。
- ・事業所は、届出の状況を常に把握し、適切なサービス提供及び請求情報の作成を行う必要がある。
- ・平成30年5月請求から、事業所において、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を、電子請求受付システムにて参照できる機能が追加されている。
- ・参照できる事業所台帳情報は、自事業所のものに限る（代理人の場合は委任事業所すべて）。

### <事業所台帳情報参照機能の操作方法>

1. 電子請求受付システムの《メインメニュー》より《ユーザ情報》をクリック。

お知らせ 照会一覧 FAQ マニュアル ダウンロード 証明書 ユーザ情報 ログアウト

お知らせ一覧

有効期間内の記事を表示 新着の記事を表示 未読の記事を表示 全ての記事を表示

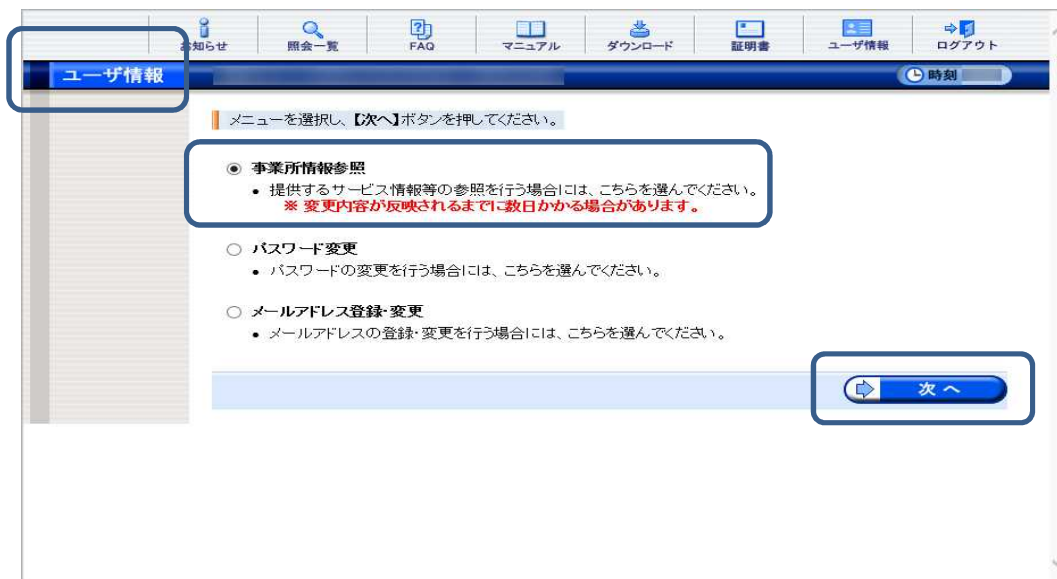
先頭 前頁 次頁 最終 2 / 3 頁移動

更新日付	カテゴリ	タイトル
2018/03/26 New	その他	国保連合会からのお知らせ
2018/03/26 New	システム関連	！ 単位数表についてのお知らせ
2018/03/26 New	その他	証明書発行管理について
2018/03/26 New	その他	請求可否状況の確認
2018/03/26 New	システム関連	証明書発行申請時の注意点
2018/03/26 New	システム関連	！ 電子請求受付システム機能追加のお知らせ
2018/03/25 New	参考資料	地域区分に関する問い合わせ事例集
2018/03/25	参考資料	電子請求受付システムマニュアルリリースのお知らせ
2018/03/25 ReNew	参考資料	！ 電子証明書の有効期限切れに伴う更新申請について
2018/03/20	スケジュール	！ ヘルプデスク4月請求期間におけるお問い合わせ時間のお知らせ

重要なお知らせ

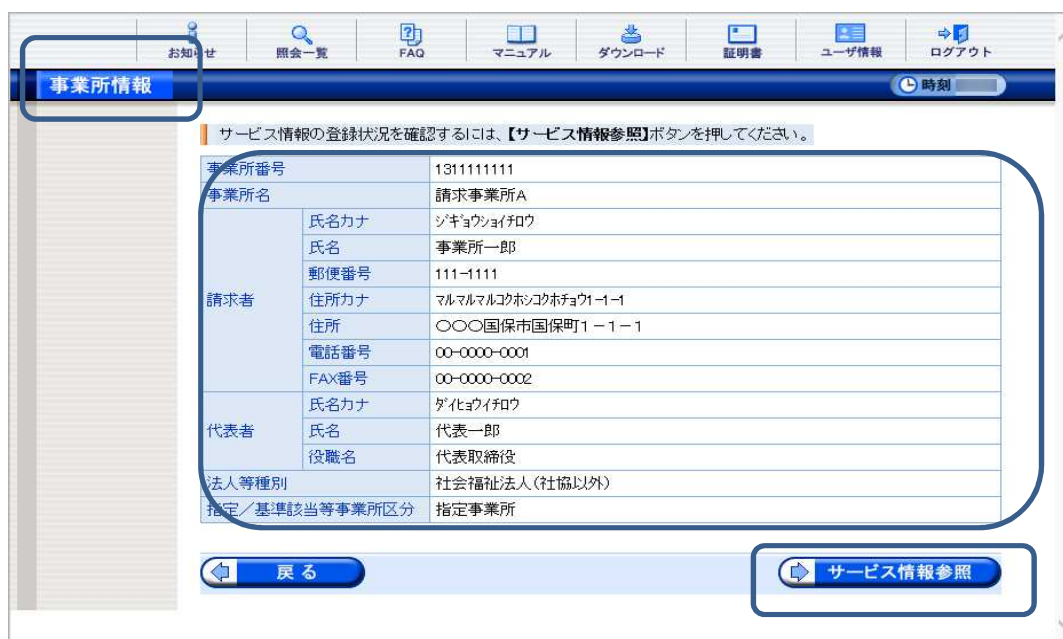
メールアドレスが登録されていません。  
メールアドレスを登録すると、電子請求受付システムからお知らせ通知等のメールが届きます。  
ご希望の場合、ユーザ情報変更画面からメールアドレスを登録してください。

2. 【ユーザ情報】画面が表示されるので、[事業所情報参照]の○をクリックし、〈次へ〉をクリック。



3. 【事業所情報】画面が表示される。

事業所の基本情報を確認。サービス情報を参照する場合、〈サービス情報参照〉をクリック。



4. 【サービス情報検索】画面が表示される。  
詳細を参照したいサービス情報の〈詳細〉をクリック。

検索条件を入力し、【検索】ボタンを押してください。

サービス提供年月: [年] [月]  
 サービス種類: [種類]  
 状態:  無効なサービス情報を含む

検索 クリア

3件が該当しています。  
 サービス情報の詳細を表示するには、【詳細】ボタンを押してください。

サービス種類	サービス提供 単位番号	有効開始日	有効終了日	異動年月日	状態	詳細
11:居宅介護	001	2017/01/01		2017/01/01	-	<a href="#">→ 詳細</a>
12:重度訪問介護	002	2017/01/01		2017/01/01	-	<a href="#">→ 詳細</a>
13:行動援護	003	2017/01/01		2017/01/01	-	<a href="#">→ 詳細</a>

戻る

5. 【サービス情報詳細】画面がポップアップで表示される。

更新日時: 2017年01月01日 10時

事業所番号: 1311111111  
 事業所名: 請求事業所A  
 サービス種類: 11:居宅介護  
 サービス提供単位番号: 001  
 状態: -

有効期間: 2017年01月01日 ~

以下のサービス情報が登録されています。

サービス基本情報			
異動年月日	2017/01/01	異動区分	新規
訂正年月日	-	訂正区分	-
指定市町村番号	131011:国保市	地域区分	一級地
事業実施区分	単地	事業開始年月日	2017年01月01日
事業休止年月日	-	事業廃止年月日	-
事業再開年月日	-	支所コード	-
処理年月	2017年01月		

サービス詳細情報	
特定事業所加算区分	無し

福祉・介護職員処遇改善情報	
処遇改善加算の有無	有り
キャリアパス区分	I
処遇改善特別加算の有無	無し

指定更新情報			
指定有効開始年月日	2017年01月01日	指定有効終了年月日	-
指定更新申請中区分	無し	効力停止開始年月日	-
効力停止終了年月日	-		

閉じる

- 【サービス情報詳細】画面に表示される情報は、サービス情報の他、表示対象のサービス情報が明確になるよう、事業所番号等の情報が表示される。
- 《更新日時》欄には国保連合会に登録されている事業所情報（基本情報及びサービス情報）が、電子請求受付システムに連携された日時が表示される。

### 3 「警告」から「エラー」への移行について

- ・ 事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、今後「エラー」への移行が進められる。
- ・ これまで「警告」ではあるものの支払が行われていた請求であっても、今後「エラー」に移行した場合、支払が行われなくなる可能性がある。
- ・ 平成30年度下期より、第一段階として「請求情報の整合性チェック」に関する警告コードが、先行して「エラー」へ移行。
- ・ 平成30年5月審査から毎月実施している「仮審査」において、エラー、警告があった場合に全事業所に「仮審査処理結果票」等の帳票を送信しているが、平成30年度下期より「エラー」へと移行する「警告」のメッセージ文頭には現在、「★」が付されている。

・ 平成30年度下期より、第一段階として「請求情報の整合性チェック」に関する警告コードについて、先行して「エラー」へ移行します。

例①EL04 「★受付：請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または、以降の年月が設定されています。」

→請求明細書の、「日数情報」のサービス開始年月日・終了年月日の年月が、サービス提供年月と等しくないため。

(サービス提供年月) 平成30年6月

#### 日数情報

サービス種類	サービス開始日等				
	開始年月日	終了年月日	利用日数	入院日数	外泊日数
放課後等デイサービス	平成29年9月1日	平成30年5月31日	14	0	0

例②EK77 「★受付：目標工賃達成指導員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています。」

→本体報酬 0回<目標工賃達成指導員配置加算 21回 のため。

→目標工賃達成指導員配置加算は、本体報酬が就労継続支援B型サービス費(I)を算定する場合に算定が可能。

#### 明細情報

サービスコード	単位数	回数
462469 就継BⅡ15	534	21
465255 就継B目標工賃達成指導員配置加算1	89	21
466037 就継B福祉専門職員配置等加算I	15	21
466715 就継B処遇改善加算I	697	1

#### 4 仮審査について

- ・平成30年5月受付分より「仮審査」を行っている。
- ・「仮審査」とは毎月10日の受付期限より数日前の段階で、その時点での台帳情報（受給者台帳情報・事業所台帳情報）と請求情報を突合し、エラーチェックを行うもの。
- ・「仮審査」の結果、エラー、警告等が発生した全事業所へ「仮審査処理結果票」を送信。
- ・「仮審査処理結果票」を確認のうえ、請求情報の差替え等が必要である場合は、10日の受付期限までであれば、事業所にて請求情報を取下げた後正しい請求情報を再度送信可。  
〈「仮審査処理結果票」のエラー内容欄の先頭の記号について〉

- ①「**記号無し：エラー**」…現時点で返戻対象となるもの。
- ②「**※：警告**」…国保連合会の一次審査においては判断がつかず、市町の二次審査の対象となるもの。
- ③「**▲：警告（重度）**」…「警告」のうち、市町での二次審査において特に確認が必要となるもの。
- ④「**★：警告（エラー移行対象）**」…平成30年度下期よりエラーへ移行するもの。

#### 5 過誤申立について

##### (1) 過誤の種類

- ・前月以前に支払が確定した請求情報に誤りがあり、実績を取り下げる場合は、「過誤処理」が必要。
- ・「過誤処理」とは、【明細書】を取り下げる（過誤をする）こと。
- ・過誤をした請求情報に対しては、必要に応じ、再度、内容を修正した正しい請求（再請求）を行う。
- ・再請求の提出時期によって、通常過誤と同月過誤に分かれる。
- ・過誤処理は前月以前に支払が確定した請求情報に対して行うもの。

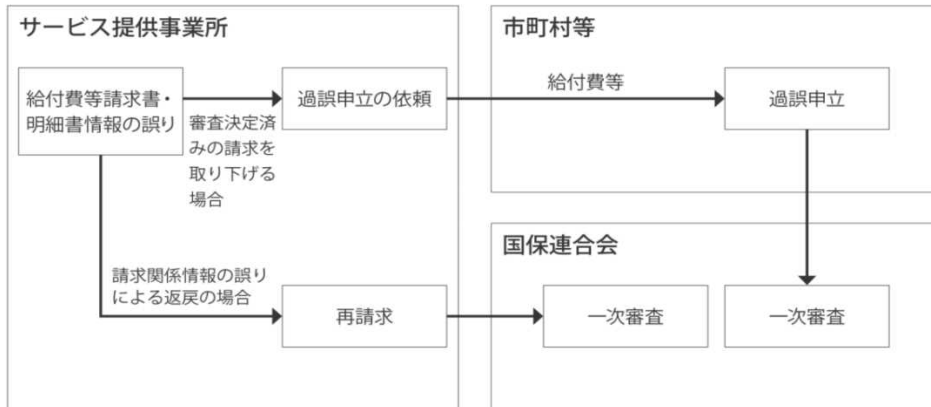
##### ・ 通常過誤

→市町等による過誤申立の翌月以降に、当該過誤対象を修正した明細書等が再度事業所から提出される過誤、または再請求がない過誤のこと。

##### ・ 同月過誤

→市町等による過誤申立と同月に、当該過誤対象を修正した明細書等が再度事業所から提出される過誤のこと。

(2) 過誤申立・再請求の流れ



- ・ 過誤を行う場合、事業所は、市町村等に「過誤申立」を依頼する。
- ・ 過誤申立を依頼した請求情報について、内容を修正し、正しい請求を行う必要がある場合は、再請求を行う。

(3) 過誤調整額が支払決定額を超えた場合（未調整過誤）

**支払決定額 = 決定額 - 過誤調整額**

- ※ 決定額とは、当月の請求情報に対し確定した金額。
- ※ 過誤処理と同一月に再請求情報の提出があった場合は、通常の請求情報（当月及び月遅れ請求分）と再請求情報（過誤処理に対する請求分）の決定額。

- ・ 決定額が1,500 円のサービス提供事業所に-1,000 円の過誤調整があった場合、差額の500 円が支払われる（例①）。
- ・ 過誤調整により、サービス提供事業所への当月支払額がマイナス（給付費の戻入）となる場合があり、これを「未調整過誤」という。
- ・ 決定額が1,500 円のサービス提供事業所に-2,000 円の過誤調整があった場合、500 円が未調整過誤の額となる（例②）。
- ・ 未調整過誤が生じた場合、事業所は、国保連合会へその金額の振込みが必要となる。

**支払決定額 = 決定額 - 過誤調整額**

**例 ① 500 = 1,500 - 1,000**

**例 ② -500 = 1,500 - 2,000（当月支払額がマイナス）**

**過誤処理をされる場合は、同月過誤で！**

## 6 各種通知文書について

毎月、審査が確定した請求情報（請求明細書等）につきましては、「返戻等一覧表」や「障害福祉サービス費等支払決定額通知書」等が送信されます。

通知文書が発行されましたら、障害者総合支援電子請求受付システムにログイン後の「照会一覧」から取得してください。

通知文書の保管期間は、通知文書を取得し、状況が〔完了〕となってから 3 ヶ月となります。

〔完了〕となってから 3 ヶ月が経過しますと、電子請求受付システムから通知文書を取得することができなくなりますので、パソコン上にデータを保存するか、印刷等していただき、保管してください。

※ 事業所のメールアドレスを登録している場合、各種通知文書等が発行されましたら、その旨、メールが送信されます。

※ メールアドレスの登録・変更につきましては、障害者総合支援電子請求受付システムにログイン後の「ユーザ情報変更」から登録・変更願います。

## 7 「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」について

国保連合会に提出いただいております「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」につきまして、提出後、振込先変更、開設者情報変更、事業所情報変更等、当該届に係る記載事項について変更がある場合は、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の変更届が必要となりますので、国保連合会の介護福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

なお、変更届の提出期限は、毎月 20 日（必着）です。20 日以降の提出、変更届の提出漏れ、記載誤り等がありますと、翌月支払の銀行振込み手続きができませんのでご注意ください。

※ 該当の口座種別の丸印が漏れている場合や、口座名義が不明瞭な場合がありますので、振込先を変更される場合は、通帳の表紙部分とカナの名義が分かる部分のコピーを添付していただきますようお願いいたします。